

## 使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準(案)

(平成 24 年 6 月パブリックコメント募集版)

### 1. 目的

使用済み電気・電子機器を直接再利用（以下、「リユース」という。）目的で輸出する場合には、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（平成 4 年法律第 108 号。以下、「バーゼル法」という。）第 2 条に規定する「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」（以下、「バーゼル条約」という。）附属書Ⅳに掲げる処分作業を行うための輸出でないことから、バーゼル法に基づく輸出の承認を得る必要はありません。

しかし、リユースに適さない使用済み電気・電子機器が輸出された場合、それらは、輸出の相手国において、バーゼル条約附属書Ⅳに掲げる処分作業（最終処分やリサイクル作業）が行われることが想定され、それらに含有する有害物質の含有量等によっては、バーゼル条約の適用を受ける物となる懸念があります。仮に、この適用を受ける物である場合、バーゼル法の違反となるだけでなく、バーゼル条約上の不法輸出として国際問題に発展するおそれがあります。

使用済み電気・電子機器をリユース目的で輸出しようとする者は、自ら、バーゼル法に基づく輸出の承認を要しないことを確認し、税関に申告時等に証明することが求められます。本基準は、実際にはリユースに適さない使用済み電気・電子機器がリユースの名目で輸出されることのないよう、リユース目的での輸出と客観的に判断される基準を示すことにより、輸出者による、これら証明を容易にすることを目的としたものです。

なお、「使用済みブラウン管テレビの輸出時における中古品判断基準について」（平成 21 年 6 月 1 日付け）は、本運用に加えて引き続き適用することといたします。

### 2. 中古品判断基準の適用範囲

本基準は、家庭で使用した電気・電子機器（事業者が一般的な事務活動において使用した電気・電子機器を含む。）をリユース目的で輸出する場合に適用されます。

また、近時輸出が確認されている、電気・電子機器等を内蔵するパチンコ台等の遊技機器（その構成部品である電気・電子機器を含む）及び自動車から取り外し可能なオーディオ等の電気・電子機器をリユース目的で輸出する場合も、本基準に準ずることとします。

具体的な品目の適用については、参考資料をご参照ください。

### 3. 使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断項目

使用済み電気・電子機器を輸出する際に、バーゼル条約附属書Ⅳに掲げる処分作業が行われるものではない中古品（リユース目的）として判断するのは、以下のいずれの項目も満たす場合のみです。

1つでも基準を満たさない使用済み電気・電子機器については、同附属書Ⅳに掲げる処分作業目的での輸出とみなされます。この場合、輸出者は、当該機器について、有害物質の含有の有無を確認し、バーゼル法の該非を確認する必要があります。

基準	輸出者等による対処事項	輸出者による証明方法の例
<p>① 破損や傷、汚れがないこと（大幅な修理が必要な場合は中古再使用とは見なされない）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 製品の筐体に大きな打痕がないこと及び著しい汚れがないことの確認。</li> <li>- 電源プラグの溶痕（キズ）・変形のないこと、電源コードの劣化・キズ（半断線、亀裂）がないことの確認。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 個別製品ごとに、製造年・型式・メーカーを確認しつつ、破損等のないことを記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。</li> <li>- また、求めに応じ目視可能な状態にしておく。</li> </ul> <p>※ 製造年等が不明な場合は、個別製品に番号を記したシールを貼り、求めに応じて説明可能な状態にしておく。</p>
<p>② 通電検査等を実施し、個々が正常に作動すること</p> <p>※ 使用に際しての当該電気・電子機器の作動に必要な通電用、充電用付属品が欠損していないこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 通電等を行い、正常作動検査を実施し、その機能、効用を有することを確認。</li> <li>- 左述付属品が欠損している場合は、現地での使用方法又は付属品の調達方法を確認。</li> <li>- 蓄電池が内蔵されている物については、その蓄電池の使用期間を確認し（又は、充電機能確認検査を実施し）、十分な蓄電を行えることの確認。 （この場合、蓄電池使用に係るメーカー推奨期間に留意するとともに、鉛蓄電池等が機能せず中古使用が不可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 上述とともに、個別製品ごとの作動確認の結果、個別製品の種類ごとに通電検査等の正常作動検査方法、検査実施状況を撮影した写真を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておく。</li> <li>- 税関での検査時等において、求めに応じて正常作動検査等を行えるようにしておく。</li> <li>- 左述付属品が欠損している場合は、その付属品名と輸出国での調達可能性の説明を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。</li> <li>- 内蔵された蓄電池については、</li> </ul>

	<p>な状態であれば、バーゼル法の規制対象となる懸念があることに留意すること。)</p>	<p>その使用期間を記載するか、充電機能検査を実施した結果を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。</p>
<p>③ 荷姿等（集荷、輸送、積み込み及び積み下ろし作業中の破損を防ぐように適切に梱包、積載及び保管されていること）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- テレビモニター等がある場合には、その画面部分には段ボール紙等により画面保護を行う。</li> <li>- 小型の物については、段ボール箱等の中に整然とした積載や個別の包装等を行う。</li> <li>- 積み込みを行うまでの間、風雨等のさらされないよう屋内で適切に保管されていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 輸送中等の破損を防止するための梱包・積載方法の説明とともに、輸出者が梱包の状況を撮影した写真及び積載の状況を撮影した写真（コンテナ積載開始時・中間・扉付近の3箇所以上）を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておく。</li> </ul>
<p>④ 契約書等による中古品取引の事実関係 ※当該契約書等には、 1. 使用済み電気・電子機器のリユース品の販売に関する内容 2. 部品取りされない旨が少なくとも記載されていること</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>- 取引の事実関係等を証する書類を求めに応じて提出可能な状態にしておく。</li> </ul>
<p>⑤ 輸入国において当該製品の中古市場があること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 輸入国において確実にリユース目的で販売されることを確認すること。</li> <li>- 輸入国政府の許可を前提に、再輸出目的で輸入を認めている場合は、その政府許可等を確認すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 輸入国において自ら中古販売する者の名称・所在・連絡先・販売店の写真を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておく。</li> <li>- 輸入国政府の許可を前提に、再輸出目的で輸入を認めている場合は、その政府許可等を提示可能な状態にしておくこと（英文以外は、その翻訳（日本文又は英文）を提示できるよう配慮すること）。</li> </ul>

#### 4. 事前相談における留意事項

アジアなどの諸外国においては、使用済み電気・電子機器の輸入を規制している国が多数存在しています。輸出に際しては、輸出先国の規制の遵守が前提であり、輸出者は、輸入者と連携の上、輸出先国の規制（禁制品の有無、中古品判断基準、事前申告の必要性、輸入者のライセンス保持等）について確認する責任を有することにご留意ください。

特に、輸入国政府の許可を前提として再輸出目的で輸入を認めている国への輸出などについて、輸入国の協力を得られる場合は、環境省は、再輸出先でのリユース状況を確認することがあることにご留意ください。

## 参考 使用済み電気・電子機器の例

### <家庭で使用する電気・電子機器>

冷蔵庫・冷凍庫  
エアコン  
室外機  
洗濯機  
ブラウン管テレビ  
液晶テレビ  
プラズマテレビ  
電子レンジ  
炊飯器  
ジャーポット  
食器洗い乾燥機  
クッキングヒーター  
換気扇  
電気温水器（電気瞬間湯沸器）  
給湯器  
空気清浄機  
加湿器  
除湿機  
扇風機  
電気掃除機  
電気かみそり  
電気式家庭用生ゴミ処理機  
電動ミキサー  
電気式コーヒーマーカー及びティーメーカー  
トースター  
ホットプレート  
電動歯ブラシ  
携帯用電気ランプ  
電気暖房機器  
電気カーペット  
ヘアドライヤー  
電気アイロン  
家庭用電動ミシン  
電話機（電気機器内蔵の物）  
ファクシミリ  
携帯電話  
公衆用PHS端末  
ラジオ放送用受信機  
ビデオテープレコーダ（セット）  
DVD-ビデオ  
BDレコーダ/プレーヤ  
ビデオカメラ（放送用を除く）  
プロジェクタ  
ビデオプロジェクション  
BS/CSアンテナ  
CS専用アンテナ  
CSデジタルチューナ  
地上デジタルチューナ  
ケーブルテレビ用STB  
デジタルオーディオプレーヤ（フラッシュメモリ）  
デジタルオーディオプレーヤ（HDD）  
テープレコーダ  
MDプレーヤ

ステレオセット  
CDプレーヤ  
ICレコーダ  
アンプ  
スピーカシステム  
電池式ヘッドホン及びイヤホン  
カメラ（電気機器内蔵の物）  
デジタルカメラ  
PC（デスクトップ型）  
PC（ノートブック型）  
モニター（電子計算機用）  
プリンタ  
フォトプリンター  
リモコン  
キーボードユニット  
電卓  
電子辞書  
電気照明器具（電球を含む。）  
電気式時計  
家庭用電気工具

### <家庭用医療機械器具類

（医療機関等で使用されたものを除く。）>

家庭用マッサージ・治療浴用機器及び装置  
家庭用電気・光線治療器  
家庭用磁気・熱療法治療器  
家庭用吸入器  
家庭用医療用物質生成器  
電子体温計  
電子血圧計

### <電気・電子機器等を内蔵する遊技機器>

電気楽器（電子キーボード、電気ギター等）  
携帯型ゲーム機（電気機器内蔵の物）  
据置型ゲーム機（電気機器内蔵の物で、パチンコ、スロットルマシンを含む）

### <自動車から取り外し可能な電気・電子機器>

カーナビゲーションシステム  
カーカラーテレビ  
カーDVD  
カーステレオ  
カーCDプレーヤ  
カーMD  
カーアンプ  
カースピーカ  
カーチューナ  
カーラジオ  
VICSユニット  
ETC車載ユニット

該当箇所等	番号	ご意見	意見数
本基準案全般	1	日本の中古品は質が良く人気があり、海外におけるニーズがある。本基準が策定されると輸出が制限される。	108
	2	本基準案に反対。これまで輸出されていた中古品が輸出できなくなり、国内での不法投棄が増える。	82
	3	基準案に反対。基準が厳しすぎて、事業が成り立たなくなる。ビジネスを阻害すべきではない。	67
	4	本基準案が策定されると、これまで輸出されていた中古品が国内でリサイクルされる。リサイクルよりも、(海外での)リユースを促進すべきである。	57
	5	悪質な業者はしっかり取り締まるべき。そのような悪質な業者のせいで、真面目にやっている業者まで不利益を被るべきではない。	55
	6	中古品の輸出が制限されると、輸入側のビジネス(輸入業、修理業)にも影響する。	45
	7	「不適正な輸出、偽装リユースはどれくらいあるのか」、「輸出先国ではどのように使われているのか」、「輸出先国からクレームは来ているのか」等、実態を十分に調査した上で基準の策定を検討すべき。	15
	8	リユース名目で輸出されている電気・電子製品のほとんどは廃棄物に該当するものと考え。海外での環境汚染にも繋がっています。思い切って中古電子電気製品の輸出を全面禁止して、国内リユース及び処理、そして資源確保の方向へ舵をきるべきである。	7
	9	今回の案はどのような過程、背景、目的で作成されたのか不明瞭。公開で議論すべきである。	5
	10	リユースの適否を判断する基準はそれに対して対価が支払われるかどうかを基準とし、それに対する事実関係の証明を輸出業者に提出可能な状態にしておけば十分であると考えられる。	3
	11	使用可能な電気・電子機器であっても、製造年が古いものはすぐに故障をして使えなくなる可能性が高いため、判断項目として、製造からの年数制限(例えば、3年以内に製造された品目)を設けるべきである。	3
	12	輸出規制を強化すべき。本基準案で要求されている資料は、求めに応じて提出可能な状態にしておくのではなく、毎回の輸出の都度審査をすべきである。	3
	13	有害物を含む特定の中古製品及び修理が不能で再利用に適さない中古製品は、海外への輸出をすべて禁止すべきである。中古製品として海外に輸出販売する際には、多少の工数と費用を掛けて付加価値のあるものにする為の企業努力が絶対に必要である。	2
	14	中古品として輸出された物が不法投棄等されないよう、輸出入業者の企業情報の把握や輸出入業者のライセンス強化といった施策が必要である。	2
	15	輸出入を行う企業の質を確認・管理することが重要と考える。中古品として販売できなかった物は返送を受けるなど、輸出者は、輸出した商品を最後まで責任をもって対応するべきである。	2
	16	現地で実際にリユースされるものみの輸出を行うべきである。現地の需要がない物やパーゼル上問題の物の輸出は取り締まられるべきである。	1
	17	輸出する際において、その輸入国で需要のある商品で、商品の状態が輸出先で修理が可能かどうかを調べて、それを基準にしてリユース品に適しているか判別するべきだと考える。	1
	18	海外のバイヤーが重視するのは、「通電検査」「通電の有無」ではなく、「適切な保管」「主要部品・外装の欠損がない」「メーカー・方式」「年式」などである。	1
	19	リユース目的であれば税関に申告時に証明する必要はないと考える。	1
	20	厳しい規制ができると、その規制を正直に守ろうとする事業者がいる一方、脱法的な手法をとる悪徳な事業者が出現し、違法な手法を促進させるとも考えられる。	1
	21	記憶媒体を持っており、外部からデータを取り込める電気・電子機器については、記憶媒体内のデータを完全消去することを基準で規定した方がよい。その理由は、記憶媒体内部にコンピュータウイルスが含まれている場合、直接再利用時に輸入国側の機器に伝染することで破壊行為と見なされ、パーゼル条約に抵触する恐れがあるためである。	1
	22	モントリオール議定書などの観点からも、フロン類を含む冷蔵庫・冷凍庫、エアコンについては、輸出を禁止または制限するなどの基準も検討すべきである。	1
	23	リユースの可否の判断ではなく、有害物質が含まれているか否かを中古品判断の基準とするべきである。	1
	24	通電確認、動作確認、年式、外観検査、輸出先の中古市場確認を行えば、リユース品として輸出している事が十分証明できる。	1
基準① 破損や傷、汚れがないこと	25	中古品である特性上、傷・汚れの存在は不可避である。程度により物品の価値を判断する要因とはなりうるが、中古品の判断基準とするべきではない。	7
	26	破損は、判断基準の重要なポイントであり、確認が必要である。	3
	27	リユース品に求められるのは概観ではなく主に機能である。安全に使えるなら概観上に問題があっても可とすべきである。	4
	28	製品の番号を控える意味はない。	2

基準② 通電検査等を実施し、個々が正常に作動すること	29	【通電検査に反対】海外では電圧が異なるため、修理を行う。輸出時に通電しなくても、海外で修理できる。	136
	30	【通電検査に反対】国内での通電検査は、手間、コストがかかり、輸出ビジネスが成り立たなくなる。	88
	31	【通電検査に反対】通電検査を要求する理由がわからない。	7
	32	【通電検査に反対】(具体理由の記載なし)。	6
	33	【通電検査に反対】輸送中に不具合が生じる可能性があり、日本で通電検査しても意味がない。	1
	34	【通電検査に反対】他国では同様の通電検査を行っているのか。	1
	35	内蔵された蓄電池について、蓄電池の機能をすべて保証するという考え方は中古品の取り扱いになじまない。蓄電池に対して求められる明確な基準を示すべきである。	2
	36	蓄電池や充電池については、個々の製品が正常に作動できることを確認しておれば別途に検査する必要性はないものとする。	2
	37	「正常に作動」の定義が曖昧である。単に電源が入るというだけでは、実際に使用できるかどうか確認できていない。厳密に言えば、メーカーでなければならないが、最近の電気・電子機器は非常に精密であり、その機能が十分に果たせる品質を確認するには、メーカーの検査基準の開示が必要である。	2
	38	輸入国の業者は部品取り目的で購入しているため、通電検査は不要である。	1
	39	通電検査により通電確認ができて、本当にリユースされるかどうかはわからない。通電することが確認できてもその機器が本来の機能を満たさない場合は輸出不可とするべきである。	1
	40	ブラウン管テレビの特例と同様、輸出者の責任において、輸出先国で主要な再組立を伴わずにリユースされることを確認し、リユースできないものについては原則輸出国に持ち帰る仕組みを確立できる場合には、事前相談の上、輸出を認めることがあるとの一条を挿入していただきたい。	1
	41	「現地での使用方法又は付属品の調達方法を確認」とはどのようなことを指すのか。純正品と同じ品質基準の付属品を調達することは極めて難しい。	1
42	「付属品が欠損している場合は、現地での使用方法又は付属品の調達方法を確認」とあるが、正常に動作しないものは扱いが粗雑になり、輸出先でリサイクルに回される虞があることから、上記文言は削除して、正常に動作することを中古品の判断として頂きたい。	1	
基準③ 荷姿等	43	③の基準は、過剰な梱包ではないか。輸出先国で取り去るのが手間であり、ゴミを増やすだけである。	5
基準④ 契約書等による中古品取引の実事関係	44	海外における部品リユースは優れた資源再生の手段として評価されるべきである。リサイクル残渣に対する適正処理を支援することが重要である。	6
	45	「部品取り」について、定義が不明である。また、合理的な努力をしてもリユース目的で販売できなかった場合、廃棄はできるのに「部品取り」はできないという不合理な結論に至るおそれがある。	1
	46	契約書などの証拠書類は必要である。	1
基準⑤ 輸入国において当該製品の中古市場があること	47	輸入者が、自ら販売店を持ち販売する形であれば、本基準案に示された証明は容易だが、それを分業している形態(中古家電を輸入する業者、店舗に販売する業者(問屋のような存在)、修理専門の業者等)もある。店舗を持たない業者もあり得るので、店舗写真は難しいのではないかと考える。	1
	48	現地にて修理・販売が前提であるため、中古市場の存在の確認と同時に、修理技術の確認も必要と考える。	1
	49	輸入国において当該製品の中古市場があるかどうかは問題ではなく、「有価物」として取引したかどうかの問題である。よって基準④で有価物の確認が出来るので基準⑤は不要である。	1
その他	50	現地のリサイクルシステムが整備されていないことが問題なのではないか。日本は経済援助や技術支援をして、現地のリサイクルシステムを整備すべきである。	31
	51	リサイクル料金が非常に高いので、不用品回収業者によって回収され、中古品として海外に輸出されるのではないかと。	8
	52	中古家電製品の輸出に携わる多くの事業者ともしっかり話し合いの場を持ち、よりよい方法を見出していくことが必要である。	7
	53	使用済電気・電子機器には有害物質が含まれているのか。日本国内で処分される大量の使用済み電気・電子機器が国民の健康に与える影響が懸念される。	5
	54	大量生産したものを大量リサイクルすればよいという考えではなく、今後は生産の段階ですべて余計なエネルギーや物を作らない、耐久性のあるものを作る、浪費させないという啓蒙が必要である。	3
	55	輸出先で家電が不法投棄されている現状を無視することは、絶対にできない。その数を減らすために、各企業が対策を練ることが重要である。	2
	56	家電リサイクル法に基づいたリサイクルが徹底されておらず、使用済の家電製品が不用品回収業者に回収され、スクラップ等として中国などに輸出されているのが現状である。そのような業者が一般家庭から使用済み家電を回収しないよう、もっと強い規制が必要である。	2
	57	不用品回収業者の回収拠点は、家電製品が雨ざらしで積み上げられており危険である。こうして回収・保管された家電が有価物と偽って輸出されている現状は異常である。早急に使用済家電の輸出を規制すべきである。	2
	58	参考「使用済み電気・電子機器の例」について、家庭で使用されたか否かを客観的に判断することはできない。また、家庭で使用されたか否かを判断する方法が乏しいことを考えると、本基準の対象は家庭に限定しないほうが良い。	1
	59	環境省でリユース券を発行し、買い取りの際の貼付を義務付けてはどうか。	1
	60	業界の健全な発展のために、業界関係者は今後、自主規制を取り入れ、諸課題に誠心誠意に取り組む必要がある。	1
61	電気・電子機器のメーカーに全販売モデルの型番毎にどのような有害物質が含まれているかをホームページ等で公表させ、中古品輸出業者が型番でチェックできるようにしてほしい。	1	